


所管部課	監査委員事務局	部長	阿部晴彦																	
件名	令和3年度監査等の実施について																			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項															
関係事項	条例規則																			
	部課機関																			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市監査基準第8条及び東大和市監査基準実施細目第6条の規定に基づき、令和3年度監査計画及び年間監査計画・実施計画を決定したことから、報告するものである。</p> <p>(1) 令和3年度監査等実施方針</p> <p>①財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、経済性、効率性及び有効性を観点とした監査を実施。</p> <p>②不正等の是正の指摘にとどまらず、事務事業の改善に寄与する適切な助言の実施。</p> <p>③監査等の対象部署における不祥事を防ぐ体制構築の提案。</p> <p>④監査等の結果報告などの速やかな公表。</p> <p>(2) 監査等の日時及び場所等</p> <p>監査等の日時及び場所等については、別紙「令和3年度年間監査計画」のとおりである。</p> <p>令和3年度の定期監査は、環境部、学校教育部及び都市建設部を対象とする。また、財政援助団体監査については東大和市高齢者ほっと支援センターいもくぼ及び、東大和市高齢者ほっと支援センターなんがいを対象とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>監査等の実施により、違法、不当等の是正、事務事業の改善等が図られる。</p>																				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年2月18日（木）令和3年度監査計画及び年間監査計画、実施計画について監査委員が協議し決定した。</p>																				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>定期監査の主な日程は、次のとおりである。詳細な日程は、庶務担当課を通じ後日調整する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">前 期（環境部・学校教育部）</th> <th style="text-align: center;">後 期（都市建設部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料提出</td> <td style="text-align: center;">9月初旬</td> <td style="text-align: center;">12月初旬</td> </tr> <tr> <td>現場確認等</td> <td style="text-align: center;">9月下旬～10月上旬</td> <td style="text-align: center;">12月下旬～1月上旬</td> </tr> <tr> <td>監査委員監査</td> <td style="text-align: center;">10月下旬</td> <td style="text-align: center;">2月上旬</td> </tr> <tr> <td>講 評</td> <td style="text-align: center;">11月下旬</td> <td style="text-align: center;">3月下旬</td> </tr> </tbody> </table>							前 期（環境部・学校教育部）	後 期（都市建設部）	資料提出	9月初旬	12月初旬	現場確認等	9月下旬～10月上旬	12月下旬～1月上旬	監査委員監査	10月下旬	2月上旬	講 評	11月下旬	3月下旬
	前 期（環境部・学校教育部）	後 期（都市建設部）																		
資料提出	9月初旬	12月初旬																		
現場確認等	9月下旬～10月上旬	12月下旬～1月上旬																		
監査委員監査	10月下旬	2月上旬																		
講 評	11月下旬	3月下旬																		
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和3年4月1日、ホームページ及びグループウェア共有情報に掲載予定。</p>																				
<p>5. 審議結果</p>																				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。